

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 5 月 30 日提出

相模原市長 加山 俊夫

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例(平成 24 年相模原市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人 シニアネット相模原	相模原市南区当麻 860 番地 7	平成 25 年 1 月 1 日から 平成 30 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 湘北福社会やまのべ	相模原市緑区千木良 320 番 地 2	平成 25 年 1 月 1 日から 平成 30 年 6 月 30 日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人及び当
該特定非営利活動法人が寄附金を受け入れる期間に係る規定を追加いたしたく提
案するものである。

議案第 57 号関係資料(その 1)

各特定非営利活動法人の概要

1 特定非営利活動法人シニアネット相模原の概要

名 称	特定非営利活動法人シニアネット相模原
主たる事務所の所在地	相模原市南区当麻 860 番地 7
設立年月日	平成 13 年 11 月 7 日
役員数等	役員 7 名、正会員(個人) 18 名
目的	インターネット等による情報交流及び商店街活性化事業により、生きがい作り・仲間作りを支援し、シニアの豊かな生活、健全な街づくりと生涯学習並びに経済活動を推進し、もって住みやすい社会環境づくりに寄与すること。
特定非営利活動の種類	(1) 社会教育の推進を図る活動 (2) 経済活動の活性化を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 情報化社会の発展を図る活動 (5) (1)から(4)までの活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業概要	特定非営利活動に係る事業 (1) 主にシニアのためのパソコン講習会事業 (2) 啓発・広報活動事業 (3) シニア等による起業及び市民活動支援事業 (4) 地域商店街の活性化支援事業 (5) その他この法人の目的達成のために必要な事業

2 特定非営利活動法人湘北福社会やまのべの概要

名 称	特定非営利活動法人湘北福社会やまのべ
主たる事務所の所在地	相模原市緑区千木良 320 番地 2
設立年月日	平成 21 年 12 月 14 日

役 員 数 等	役員 9 名、正会員(個人) 3 3 名、正会員(団体) 0 団体
目 的	地域で生活する障害者に対して、より充実した日常生活や地域活動を支援し、地域福祉に関する事業を通じて健やかな地域社会づくりと福祉の増進に寄与すること。
特定非営利活動の種 類	(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) まちづくりの推進を図る活動 (3) (1) 又は (2) の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事 業 概 要	特定非営利活動に係る事業 (1) 障害者の地域生活の自立を促進する事業及び障害福祉サービス事業 (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

議案第 57 号関係資料(その 2)

特定非営利活動法人の指定について

1 特定非営利活動法人の指定の基準の概要

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成 24 年相模原市条例第 31 号)第 4 条第 1 項の規定により、次に掲げる基準に適合する特定非営利活動法人について指定(個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。)をするもの

(1) 市内で活動する特定非営利活動法人であること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ア 地域の課題の解決又は地域の活性化に資する特定非営利活動に係る事業を行っている特定非営利活動法人であって、次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 特定非営利活動に係る事業の実績を有し、かつ、その継続的な実施が見込まれ、当該事業の内容が次に掲げる基準に適合すること。

a 不特定かつ多数の市民の利益に資すること。

b 市の計画又は施策の方向性に沿うこと。

(イ) 当該特定非営利活動法人以外のものからの支援又は支持を受けている実績がある者で、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

a 一定以上の寄附金を受け入れている実績があること。

b 国等からの支援又は支持を受けている実績があること。

c 地域団体等からの支援又は支持を受けている実績があること。

d 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動に係る事業を行っている特定非営利活動法人であって、当該連絡等の活動による支援を受けている一定数以上の団体からの支持を受けている実績があること。

e a から d までの実績に準ずるものとして市長が適当と認める実績があること。

イ 個人の県民税又は市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、神奈川県又は神奈川県内の他の市町村の当該寄附金を定め

る条例で定められている特定非営利活動法人で、市長が適当と認めたものであること。

- (3) 運営組織及び経理が適切であること。
- (4) 事業活動の内容が適正であること。
- (5) 主たる事務所及び市内の事務所において書類を閲覧させること。
- (6) インターネットの利用により書類を公表すること。
- (7) 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- (8) 法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実等その他公益に反する事実がないこと。
- (9) 設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。
- (10) 実績判定期間において、(1) から (8) までに掲げる基準((2) イに掲げる基準並びに当該実績判定期間中に指定を受けていない期間が含まれる場合における当該期間の(5) 及び(6) に掲げる基準を除く。)に適合していること。

2 指定の申出等に係る経過

(1) 指定の申出の受付

特定非営利活動法人の指定の申出について、平成 25 年 1 月 7 日から同年 2 月 8 日まで受付を行った(申出数 2 法人)。

(2) 指定の申出に係る書類の縦覧

申出のあった特定非営利活動法人の指定の申出に係る書類について、平成 25 年 2 月 9 日から同年 3 月 8 日まで縦覧を行った(縦覧数 2 法人)。

(3) 申出法人の審査

申出のあった特定非営利活動法人の指定について、平成 25 年 4 月 18 日に相模原市特定非営利活動法人指定審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問をし、同日に開催された会議において、1 の基準に基づき審査が行われた。

ア 審査会の委員の構成

会長(大学准教授)、副会長(税理士)及び委員(中小企業診断士 1 名、金融機関代表者 1 名、弁護士 1 名) 計 5 名

イ 結果

申出のあった特定非営利活動法人の指定について、全ての特定非営利活動法人が 1 の基準に適合していると認められることから、指定をすることが相当であると判断され、平成 25 年 4 月 19 日にその旨の答申がされた。

相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 5 月 30 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

相模原市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 21 年相模原市条例第 64 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「ほ乳類」を「哺乳類」に改め、同条第 6 号中「さく」を「柵」に改める。

第 6 条の見出しを「(第一種動物取扱業者等の責務)」に改め、同条中「法第 10 条第 1 項の登録を受けた者(以下「動物取扱業者」という。)は、その取り扱う」を「第一種動物取扱業者(法第 10 条第 1 項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)は、当該販売、貸出し等に係る」に改め、「借受者等」の次に「(以下「購入者等」という。)」を、「当該動物の」の次に「種類、習性、供用の目的等に応じて、その」を加え、「行い、理解させるよう努めなければならない」を「しなければならない」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 第一種動物取扱業者は、購入者等が購入、借受け等をしようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者等に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、第二種動物取扱業者(法第 24 条の 2 の規定による届出を行った者をいう。)が行う譲渡し、貸出し等について準用する。この場合において、同項中「購入者、借受者等(以下「購入者等」という。)」とあるのは、「譲受者、借受者等」と読み替えるものとする。

第 7 条第 1 項第 1 号中「えさ」を「餌」に改める。

第 8 条中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。

第 9 条(見出しを含む。)中「ねこ」を「猫」に改める。

第 11 条第 4 項中「第 35 条第 2 項」を「第 35 条第 3 項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第 12 条第 3 項中「えさ」を「餌」に改める。

第 13 条の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条中「第 2 項」を「第 3 項」に、「ねこ」を「猫」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成 18 年環境省令第 1 号)第 21 条の 2 第 7 号に規定する引取りを求める相当の事由がないと認められる場合は、第一種動物取扱業者(同条第 1 号に規定する犬猫等販売業者を除く。)から犬又は猫の引取りを求められた場合とする。

第 14 条第 1 項中「又は第 2 項」を「又は第 3 項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第 19 条第 3 項中「第 24 条第 1 項」の次に「(法第 24 条の 4 において準用する場合を含む。)」を加える。

第 21 条中「第 35 条第 2 項」を「第 35 条第 3 項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

提案の理由

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)の改正に伴う動物取扱業者の責務に係る規定の改正並びに犬及び猫の引取りに係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 5 8 号関係資料

相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 動物取扱業者の責務に係る規定の改正(第 6 条関係)

ア 動物取扱業者を第一種動物取扱業者とし、その責務を次のとおりとするもの

(ア) 動物の購入者等に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について必要な説明をしなければならないこと。

(イ) 購入者等が購入等をしようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者等に理解されるために必要な方法及び程度により(ア)の説明を行うよう努めなければならないこと。

イ 一定の飼養施設を設置して動物の譲渡し等を業として行おうとする者で動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号)第 2 4 条の 2 の規定による届出を行った者を第二種動物取扱業者とし、その責務をア(ア)とするもの

(2) 犬及び猫の引取りに係る規定の追加(第 1 3 条関係)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成 1 8 年環境省令第 1 号)第 2 1 条の 2 第 7 号に規定する犬及び猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として、第一種動物取扱業者(同条第 1 号の規定により引取りを求める相当の事由がないものとされている犬猫等販売業者を除く。)から引取りを求められた場合とするもの

2 施行期日

平成 2 5 年 9 月 1 日

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例について

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 25 年 5 月 30 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 4 年相模原
市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

33	当麻産業拠点地区 地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された 相模原都市計画当麻産業拠点地区地区計画において 地区整備計画が定められている区域
34	当麻宿地区地区整 備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された 相模原都市計画当麻宿地区地区計画において地区整 備計画が定められている区域
35	川尻大島界地区地 区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された 相模原都市計画川尻大島界地区地区計画において地 区整備計画が定められている区域

別表第 2 に次のように加える。

33 当麻産業拠点地区地区整備計画区域

計 画 地 区	A 地区	B 地区	C 地区
	(1) 法別表第 2(を)項第 2号から第	(1) 法別表第 2(を)項第 2号から第	(1) 法別表第 2(に)項第 2号から第

<p>(1)</p>	<p>建築してはならない建築物</p>	<p>4号まで及び第6号から第8号までに掲げる建築物</p> <p>(2) 法別表第2(を)項第5号に掲げる建築物 (飲食店に限る。)</p> <p>(3) 法別表第2(に)項第5号に掲げる建築物</p> <p>(4) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物</p> <p>(5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(6) 店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の</p>	<p>4号まで及び第6号から第8号までに掲げる建築物</p> <p>(2) 法別表第2(に)項第5号に掲げる建築物</p> <p>(3) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物</p> <p>(4) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(5) 店舗又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</p> <p>(6) 展示場</p>	<p>5号までに掲げる建築物</p> <p>(2) 畜舎</p>

		<p>合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>(7) 展示場 (8) 遊技場 (9) 公衆浴場 (10) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(11) 集会場 (12) 畜舎</p>	<p>(7) 遊技場 (8) 公衆浴場 (9) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(10) 集会場 (11) 畜舎</p>	
(2)	建築物の容積率の最高限度	/		
(3)	建築物の建ぺい率の最高限度	/		
		<p>3,000平方メートル(店舗の敷地として使用するものあつては500平方メートル)。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの及び土地</p>	<p>500平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの及び土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第</p>	<p>150平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの及び土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第</p>

<p>(4)</p>	<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>	<p>区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けた土地のうち、所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、第6条第1項の規定に適合しないこととなるもので、その全部を1の敷地として使用するものについては、この限りでない。</p>	<p>1項の規定による仮換地の指定を受けた土地のうち、所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、第6条第1項の規定に適合しないこととなるもので、その全部を1の敷地として使用するものについては、この限りでない。</p>	<p>1項の規定による仮換地の指定を受けた土地のうち、所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、第6条第1項の規定に適合しないこととなるもので、その全部を1の敷地として使用するものについては、この限りでない。</p>
	<p>(ア) 距離</p>	<p>(1) 道路境界線までの場合にあっては、次に定める数値 ア 地区計画の計画図において、道路境界線からの後退距離が1メートル以上と定められた箇所については、1メートル イ 地区計画の計画図において、道路境界線からの後退距離が2メートル以上と定</p>	<p>道路境界線及び隣地境界線までの場合にあっては、1メートル</p>	

(5)	壁面の位置の制限			<p>められた箇所については、 2メートル</p> <p>ウ 地区計画の計画図において、道路境界線からの後退距離が3メートル以上と定められた箇所については、 3メートル</p> <p>(2) 隣地境界線までの場合にあっては、1メートル</p>	
		(イ)	適用除外の建築物		<p>(1) 自動車車庫(外壁を有しない構造のものを除く。)、物置その他これらに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 外壁を有しない構造</p>

					の自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
(6)	建築物の高さの最高限度				15メートル

3 4 当麻宿地区地区整備計画区域

計 画 地 区		A 地区	B 地区
(1)	建築してはならない建築物		(1) 法別表第2(に)項第2号から第5号までに掲げる建築物 (2) 畜舎
(2)	建築物の容積率の最高限度		
(3)	建築物の建ぺい率の最高限度		
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。	
(5)	壁面の位置	(ア) 距離	(1) 道路境界線(相模原都市計画3・4・7号上溝昭和橋線にあっては都市計画法第59条第1項の規定による都市計画事業の認可がされるまでの間、現に存する県道相模原町田の境界線、地区施設道路にあっては地区施設道路の境界線)までの場合にあっては、1メートル (2) 隣地境界線までの場合にあっては、0.5メートル
			(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの

	の制限 (イ)	適用除外の建築物	(2) 自動車車庫(外壁を有しない構造のものを除く。)、物置その他これらに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 外壁を有しない構造の自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
(6)	建築物の高さの最高限度		15メートル

3 5 川尻大島界地区地区整備計画区域

計 画 地 区	A 地区	B 地区	C 地区
	(1) 法別表第2(を)項第6号から第8号までに掲げる建築物 (2) 法別表第2(に)項第5号及び第6号に掲げる建築物 (3) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物 (4) 法別表第2(る)項第2号から第5号までに掲げる建築		(1) 法別表第2(を)項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる建築物 (2) 法別表第2(に)項第5号及び第6号に掲げる建築物 (3) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物 (4) 法別表第2(る)項第2号から第

(1)

建築してはならない建築物

物

(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

(6) 自動車車庫 (建築物に附属するものを除く。)

(7) 店舗、飲食店又は展示場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 0 平方メートルを超えるもの

(8) 前各号に掲げる建築物の用途以外に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の

6 号までに掲げる建築物

(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

(6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの

(7) 自動車車庫 (建築物に附属するものを除く。)

(8) 前各号に掲げる建築物の用途以外に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1 , 5 0 0 平方メートルを超える

			合 計 が 1 , 5 0 0 平方メー トルを超 える もの		もの
(2)	建築物の容積率の 最高限度				
(3)	建築物の建ぺい 率の最高限度				
(4)	建築物の敷地面積 の最低限度		1 5 0 平 方 メー トル。 た だ し、 公 衆 便 所、 巡 査 派 出 所 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 公 益 上 必 要 な 建 築 物 の 敷 地 と し て 使 用 す る も の に つ い て は、 こ の 限 り で な い。	5 0 0 平 方 メー トル。 た だ し、 公 衆 便 所、 巡 査 派 出 所 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 公 益 上 必 要 な 建 築 物 の 敷 地 と し て 使 用 す る も の に つ い て は、 こ の 限 り で な い。	
(5)	壁 面 の 位 置 の 制 限	(ア) 距 離	道路境界線及び隣地境界線(歩行者専用通路境界線 を含む。)までの場合にあっては、1メートル		
		(イ) 適用除 外の建 築物	物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築 物で、高さが3メートル以下で、かつ、軒の高さが 2.3メートル以下のもの		
(6)	建築物の高さの最 高限度		1 5 メー トル		

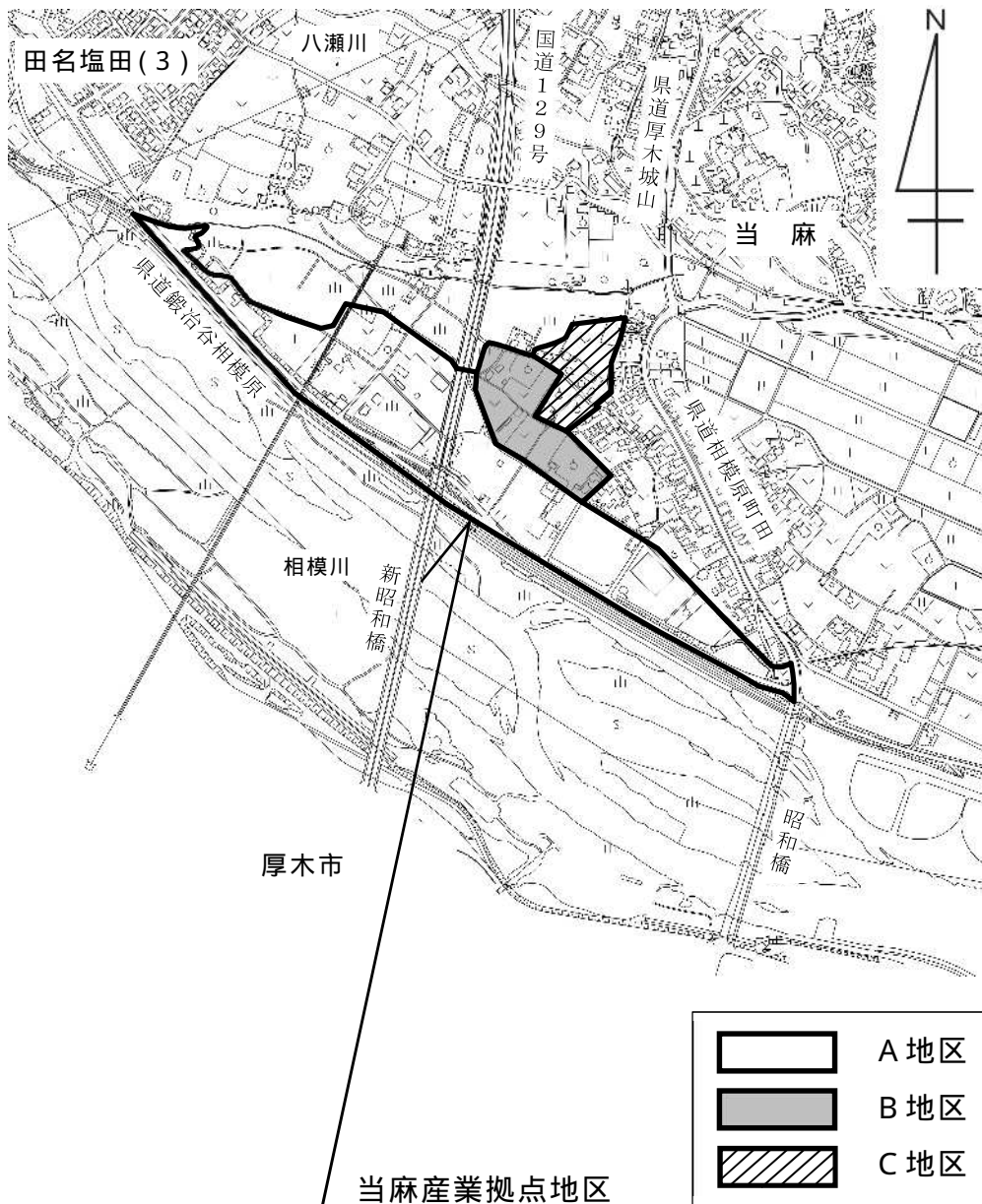
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき、適正な都市機能及び健全な都市環境を確保するため、当麻産業拠点地区、当麻宿地区及び川尻大島界地区の地区整備計画の区域内における建築物の制限について所要の定めをいたしたく提案するものである。

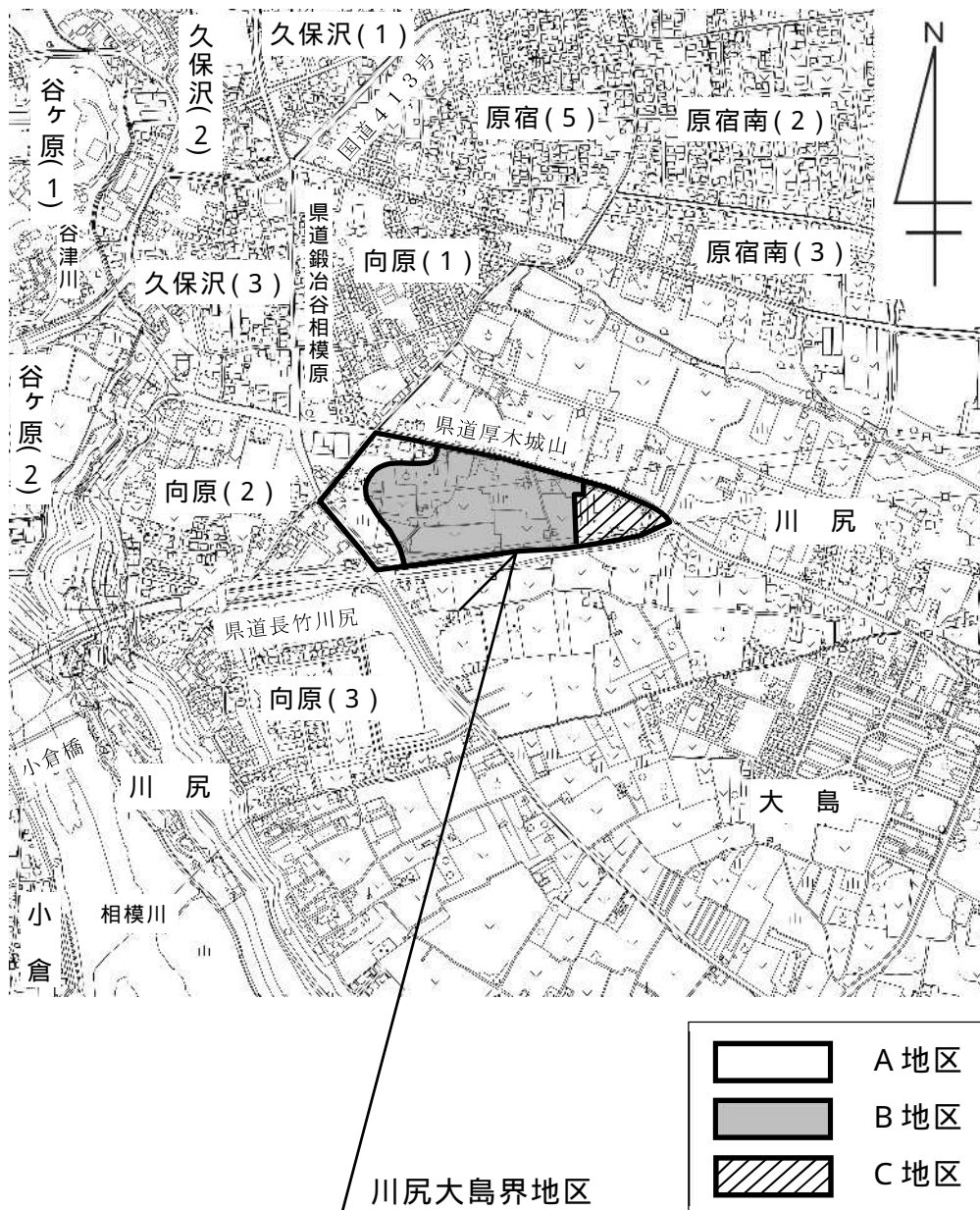
案内図



案内図



案内図



損害賠償額の決定について

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

平成 2 5 年 5 月 3 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 損害賠償額

1 4 , 9 5 5 , 8 7 5 円

2 被害者

市内在住者 2 名

3 事故の概要

平成 2 2 年 3 月 1 3 日午前 1 0 時 3 0 分頃、相模原市田名 1 1 1 0 2 番ほかの高田橋下流多目的広場において、固定が不十分であったため、バックネットが強風で倒れ、その下敷きになった甲及び乙を負傷させたものである。

(本市の責任割合 1 0 0 %)

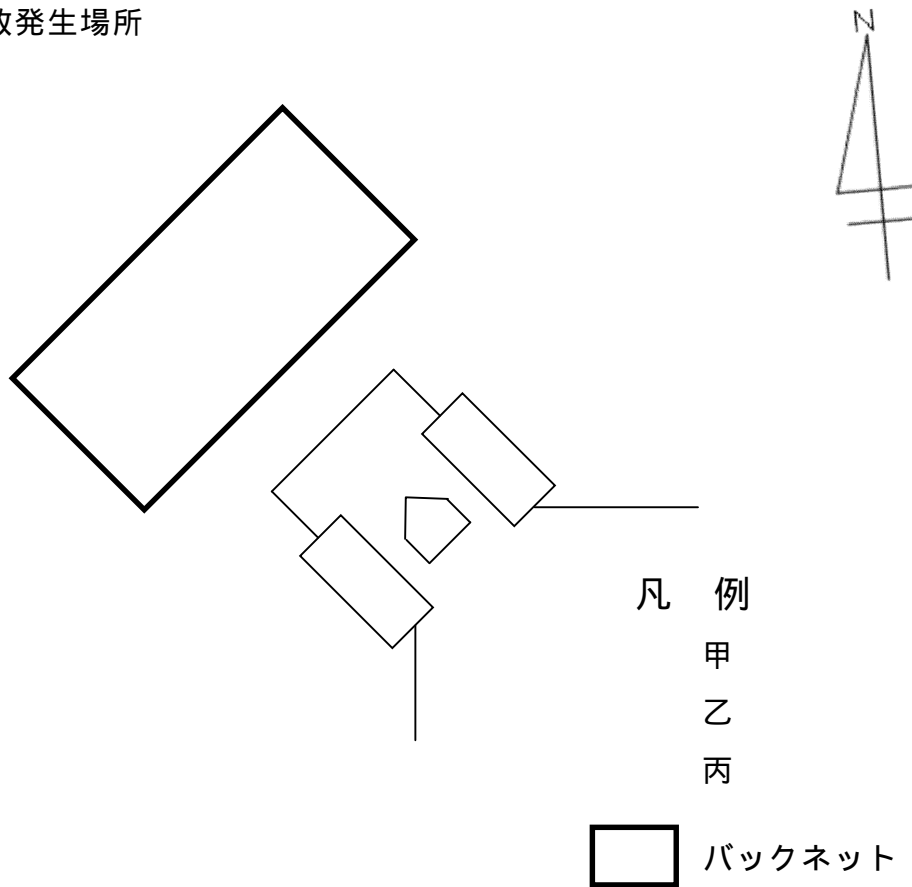
なお、甲及び乙を助けようとして負傷した丙に対する損害賠償額の決定については、平成 2 3 年 9 月 3 0 日相模原市議会 9 月定例会において議案第 8 8 号として議決を経ている。

提案の理由

市が維持管理している高田橋下流多目的広場の管理^{かし}瑕疵により損害を受けた者に対する損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により議会の議決を経る必要による。

議案第60号関係資料

1 事故発生場所



凡 例
甲
乙
丙

バックネット

バックネットの概要

大 き さ	高さ4メートル、幅8メートル
構 造	鉄製パイプの外枠に網を張った可動式

2 相手方の被害

甲 骨盤輪骨折、休業損害

(治療期間 平成22年3月13日から平成24年3月6日まで)

乙 右側頭骨骨折、腹部打撲

(治癒年月日 平成22年3月15日)

3 損害賠償額

甲 14,477,377円

乙 478,498円

計 14,955,875円

平成 2 5 年度相模原市一般会計補正予算(第 2 号)

平成 2 5 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 2 4 4 , 5 2 6 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 1 3 0 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 4 , 6 5 6 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(地方債補正)

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表地方債補正」による。

平成 2 5 年 5 月 3 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		千円 43,385,779	千円 69,850	千円 43,455,629
	10 国庫補助金	9,854,981	69,850	9,924,831
80 繰越金		2,026,000	8,750	2,034,750
	5 繰越金	2,026,000	8,750	2,034,750
90 市債		21,868,600	51,400	21,920,000
	5 市債	21,868,600	51,400	21,920,000
歳入合計		244,526,000	130,000	244,656,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
40 土木費		千円 28,252,632	千円 130,000	千円 28,382,632
	5 道路橋りょう費	8,715,378	130,000	8,845,378
歳 出	合 計	244,526,000	130,000	244,656,000

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	限 度 額		
	補正前	補正	補正後
(土木債) 道路整備費	千円 671,100	千円 51,400	千円 722,500
計	21,868,600	51,400	21,920,000